

Title	韓国・二〇一〇年犯罪被害者保護関連二法(翻訳) : 改正犯罪被害者保護法・犯罪被害者保護基金法
Sub Title	Two Crime Victim Assistance-Related Acts of South Korea in 2010 : The amended Crime Victim Protection Act and Crime Victim Protection Fund Act
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.2 (2012. 2) ,p.85- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120228-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

韓国・二〇一〇年犯罪被害者保護関連二法（翻訳）

——改正犯罪被害者保護法・犯罪被害者保護基金法——

太田 達也 / 訳

二〇一〇年改正犯罪被害者保護法

二〇〇五年十二月二三日法律第七七三一号

（二〇〇六年三月二四日施行）

二〇一〇年五月一四日法律第一〇二八三号（全部改正）

（二〇一〇年八月一五日施行）

二〇一一年七月二五日法律第一〇八九八号（他法改正）

（二〇一一年一月二六日施行）

（注）二〇一〇年改正犯罪被害者保護法は、二〇一〇年の全面改正だけでなく、二〇一一年に「補助金の予算及び管理に関する法律」が「補助金管理に関する法律」に改正された際の改正内容も含まれている。

第一章 総則

第一条（目的） この法は、犯罪被害者保護・支援の基本政策等を定め、他人の犯罪行為により生命・身体に被害を受けた者を救助することにより犯罪被害者の福祉増進に寄与することを目的とする。

第二条（基本理念） ① 犯罪被害者は、犯罪被害状況から速やかに脱し、人間の尊厳性を保障される権利を有する。

② 犯罪被害者の名誉と私生活の平穏は保護されなければならない。

③ 犯罪被害者は、当該事件と関連し各種法的手続に参加する権利を有する。

第三条（定義） ① この法で使用する用語の意味は、次

のとおりとする。

一 「犯罪被害者」とは、他人の犯罪行為により被害を受けた者とその配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、直系親族及び兄弟姉妹をいう。

二 「犯罪被害者保護・支援」とは、犯罪被害者の損害回復、正当な権利行使及び福祉増進に寄与する行為をいう。ただし、捜査・弁護又は裁判に不当な影響を及ぼす行為は含まれない。

三 「犯罪被害者支援法人」とは、犯罪被害者保護・支援を主たる目的として設立された非営利法人をいう。

四 「救助対象犯罪被害」とは、大韓民国の領域内で、又は大韓民国の領域外にある大韓民国の船舶若しくは航空機内で行われた人の生命又は身体を害する罪に当たたる行為（刑法第九条、第一〇条第一項、第二二条、第二二条第一項により処罰されない行為を含む、同法第二〇条又は第二一条第一項により処罰されない行為及び過失による行為は除く。）により死亡し、又は障害若しくは重傷害を受けたことをいう。

五 「障害」とは、犯罪行為により受けた負傷又は疾病が治療（その症状が固定したときを含む。）された後に残った身体の障害のうち大統領令で定める場合をい

う。

六 「重傷害」とは、犯罪行為により身体又はその生理的機能に損傷を受けたもののうち大統領令で定める場合をいう。

② 第一項第一号に該当する者のほか、犯罪被害防止及び犯罪被害者救助活動により被害を受けた者も犯罪被害者とみなす。

第四条（国家の責務） 国家は、犯罪被害者保護・支援のため、次の各号の措置を取り、これに必要な財源を調達する責務を負う。

一 犯罪被害者の保護・支援体制の構築及び運営

二 犯罪被害者の保護・支援のための実態調査、研究、教育及び広報

三 犯罪被害者の保護・支援のための関係法令の整備及び各種政策の樹立・施行

第五条（地方自治団体の責務） 地方自治団体は、犯罪被害者保護・支援のため積極的に努力し、国家の犯罪被害者保護・支援施策が円滑に施行されるよう協力しなければならない。

第六条（国民の責務） 国民は、犯罪被害者の名誉と私生活の平穏を害さないよう留意しなければならない。国家及

び地方自治団体が実施する犯罪被害者のための政策の樹立と推進に最大限協力しなければならない。

第二章 犯罪被害者保護・支援の基本政策

第七条（損害回復支援等） ① 国家及び地方自治団体は、

犯罪被害者の被害程度及び保護・支援の必要性等に従い、相談、医療提供、救助金支給、法律扶助、就業関連支援、住居支援その他の犯罪被害者の保護に必要な対策を留意しなければならない。

② 国家は、犯罪被害者とその家族に身体的・精神的安定を提供し、社会復帰を助けるため、一時保護施設（以下、「保護施設」という。）を設置・運営しなければならない。この場合、国家は、保護施設の運営を犯罪被害者支援法人に委託することができる。

③ 国家は、犯罪被害者とその家族の精神的回復のための相談及び治療プログラムを運営しなければならない。

④ 保護施設の設置・運営基準、入所・退所の基準及び手続、委託運営の手続、監督の基準及び手続並びに第三項による相談及び治療プログラムの運営等に関する事項は、大統領令で定める。

第八条（刑事手続参加保障等） ① 国家は、犯罪被害者

が当該事件と関連し、捜査担当者と相談し、又は裁判手続に参加して陳述する等刑事手続上の権利を行使することができるよう保障しなければならない。

② 国家は、犯罪被害者が要請する場合、加害者に対する捜査結果、公判期日、裁判結果、刑の執行及び保護観察の執行状況等刑事手続関連情報を大統領令で定めるところにより提供することができる。

第九条（私生活の平穏及び身辺の保護等） ① 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者の名誉と私生活の平穏を保護するため必要な措置をしなければならない。

② 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者が刑事訴訟手続でした陳述又は証言と関連して報復を受けるおそれがある等、犯罪被害者を保護する必要がある場合には適切な措置を留意しなければならない。

第一〇条（教育・訓練） 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者に対する理解増進と効率的な保護・支援業務遂行のため、犯罪捜査に従事する者、犯罪被害者に関する相談・医療提供等の業務に従事する者その他の犯罪被害者保護・支援活動と関係のある者に対し必要な教育と訓練を実施しなければならない。

第一一条（広報及び調査研究） ① 国家及び地方自治団

体は、犯罪被害者に対する理解と関心を高めるため必要な広報をしなければならない。

- ② 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者に対し専門的知識と経験を基礎とした適切な支援がなされるよう犯罪被害者の実態調査、支援政策開発等のため努力しなければならない。

第三章 犯罪被害者保護・支援の基本計画等

- 第十二条（基本計画樹立） ① 法務部長官は、第一五条による犯罪被害者保護委員会の審議を経て、犯罪被害者保護・支援に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）を五年ごとに樹立しなければならない。

- ② 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

- 一 犯罪被害者保護・支援政策の基本方向及び推進目標
- 二 犯罪被害者保護・支援のための実態調査、研究、教育及び広報
- 三 犯罪被害者保護・支援団体に対する支援及び監督
- 四 犯罪被害者保護・支援と関連した財源の調達及び運用
- 五 その他犯罪被害者を保護・支援するため法務部長官

が必要と認めた事項

- 第十三条（年度別施行計画の樹立） ① 法務部長官、関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下、「市・道知事」という。）は、基本計画に従い、年度別施行計画（以下、「施行計画」という。）を樹立・施行しなければならない。

- ② 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、次年度の施行計画及び前年度の推進実績を、毎年、法務部長官に提出しなければならない。この場合、法務部長官は、その施行計画が不相当と判断するときには、その施行計画を樹立した長に施行計画の補完・調整を要求することができる。

- ③ 第一項及び第二項で定めた事項のほか施行計画の樹立及び施行に関し必要な事項は、大統領令で定める。

- 第十四条（関係機関の協力） ① 法務部長官は、基本計画及び施行計画を樹立・施行するために必要な場合、関係中央行政機関の長、地方自治団体の長又は関係公共機関の長に協力を要請することができる。

- ② 中央行政機関の長又は市・道知事は、施行計画を樹立・施行するために必要な場合、関係中央行政機関の長・地方自治団体の長又は公共機関の長に協力を要請す

ることができる。

- ③ 第一項及び第二項による協力要請を受けた機関の長又は地方自治団体の長は、特別な理由がない限り、協力しなければならない。

第一五条（犯罪被害者保護委員会）

① 犯罪被害者保護・支援に関する基本計画及び主要事項等を審議するため、法務部長官所屬として犯罪被害者保護委員会（以下、「保護委員会」という。）をおく。

- ② 保護委員会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 基本計画及び施行計画に関する事項
 - 二 犯罪被害者保護・支援のための主要政策の樹立・調整に関する事項
 - 三 犯罪被害者保護・支援団体に対する支援・監督に関する事項
 - 四 その他委員長が審議を要請した事項
- ③ 保護委員会は、委員長を含め、二〇名以内の委員で構成する。

- ④ 第一項乃至第三項の規定に定める事項のほか保護委員会の構成及び運営等に関する事項は、大統領令で定める。

第四章 救助対象犯罪被害に対する救助

第一六条（救助金の支給要件） 国家は、救助対象犯罪被害を受けた者（以下、「救助被害者」という。）が、次の各号の一に該当する場合、救助被害者又はその遺族に犯罪被害救助金（以下、「救助金」という。）を支給する。

- 一 救助被害者が被害の全部又は一部の賠償を受けることができない場合
- 二 自己又は他人の刑事事件の捜査又は裁判で、告訴・告発等捜査の端緒を提供し、又は陳述、証言若しくは資料提出をするなかで救助被害者となった場合

第一七条（救助金の種類等）

① 救助金は、遺族救助金・障害救助金及び重傷害救助金に区分し、一時金として支給する。

- ② 遺族救助金は、救助被害者が死亡したとき、第一八条による第一順位の遺族に支給する。ただし、順位が同じ遺族が二人以上であれば、等しく分けて支給する。

③ 障害救助金及び重傷害救助金は、該当救助被害者に支給する。

第一八条（遺族の範囲及び順位） ① 遺族救助金の支給を受けることができる遺族は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）及び救助被害

者の死亡当時救助被害者の収入で生計を維持していた
救助被害者の子女

二 救助被害者の死亡当時、救助被害者の収入で生計を維持していた救助被害者の父母、孫・孫娘、祖父母及び兄弟姉妹

三 第一号及び第二号に該当しない救助被害者の子女、父母、孫・孫娘、祖父母及び兄弟姉妹

② 第一項による遺族の範囲で、胎児は救助被害者が死亡したとき既に出生したものとみなす。

③ 遺族救助金を受ける遺族の順位は、第一項各号に列挙した順序とし、同項第二号及び第三号に列挙した者の間では当該各号に列挙した順序とし、父母の場合は養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。

④ 遺族が次の各号の一に該当すれば遺族救助金を受けることができる遺族とみなさない。

一 救助被害者を故意に死亡させた場合

二 救助被害者が死亡する前にその者が死亡すれば遺族救助金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となる者を故意に死亡させた場合

三 救助被害者が死亡した後、遺族救助金を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた

場合

第十九条（救助金を支給しないことができる場合）①

犯罪行為当時、救助被害者と加害者の間に次の各号の一に該当する親族関係がある場合には救助金を支給しない。

一 夫婦（事実上の婚姻関係を含む。）

二 直系血族

三 四親等以内の親族

四 同居親族

② 犯罪行為当時、救助被害者と加害者の間に第一項各号の一に該当しない親族関係がある場合には救助金の一部を支給しない。

③ 救助被害者が次の各号の一に該当する行為をしたときには救助金を支給しない。

一 当該犯罪行為を教唆又は幫助する行為

二 過度な暴行・脅迫又は重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

三 当該犯罪行為と関連し顕著に不正な行為

四 当該犯罪行為を容認する行為

五 集团的又は常習的に不法行為を行うおそれがある組織に属する行為（ただし、その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことと関連がないと認められ

る場合を除く。）

六 犯罪行為に対する報復として加害者又はその親族その他加害者と密接な関係がある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加える行為

④ 救助被害者が次の各号の一に該当する行為をしたときには救助金の一部を支給しない。

一 暴行・脅迫又は侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
二 当該犯罪被害の発生又は拡大に係わる不注意な行為又は不適切な行為

⑤ 遺族救助金を支給するときには、第一項から第四項までの規定を適用するとき、「救助被害者」は「救助被害者又は最も先の順位である遺族」とみなす。

⑥ 救助被害者又はその遺族と加害者の間の関係その他の事情を考慮し救助金の全部又は一部を支給することが社会通念に違背すると認められるときには、救助金の全部又は一部を支給しないことができる。

⑦ 第一項から第六項までの規定にかかわらず、救助金を支給しないことが社会通念に違背すると認められるだけの特別な事情がある場合には、救助金の一部を支給することができる。

第二〇条（他の法令による給付等との関係） 救助被害者

又は遺族が当該救助対象犯罪被害を原因として国家賠償法その他の法令による給付等を受けることができる場合には、大統領令で定めるところにより、救助金を支給しない。

第二一条（損害賠償との関係） ① 国家は、救助被害者又は遺族が当該救助対象犯罪被害を原因として損害賠償を受けた場合、その範囲で救助金を支給しない。

② 国家は、支給した救助金の範囲で、当該救助金を受けた者が救助対象犯罪被害を原因として有している損害賠償請求権を代位する。

③ 国家は、第二項による損害賠償請求権を代位するとき、大統領令で定めるところにより、加害者である受刑者又は保護監護対象者の作業奨励金又は勤労報償金から損害賠償金を受けることができる。

第二二条（救助金額） ① 遺族救助金は、救助被害者の死亡当時（身体に損傷を受け、それにより死亡した場合には、身体に損傷を受けた当時をいう。）の月給額若しくは月実収入額又は平均賃金に、一八月以上三六月以下の範囲で、遺族の数と年齢及び生計維持状況等を考慮し、大統領令で定める月数を掛けた金額とする。

② 障害救助金と重傷害救助金は、救助被害者が身体に損

傷を受けた当時の月給額若しくは月実収入額又は平均賃金に、二月以上三六月以下の範囲で、被害者の障害又は重傷害の程度と扶養家族の数及び生計維持状況等を考慮し、大統領令で定める月数を掛けた金額とする。

③ 第一項及び第二項による月給額若しくは月実収入額又は平均賃金等は、被害者の住所地を管轄する税務署長、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。）又は被害者の勤務機関の長の証明その他大統領令で定める公信用のある証明による。

④ 第一項及び第二項で救助被害者の月給額又は月実収入額が平均賃金の二倍を超える場合には、平均賃金の二倍に該当する金額を救助被害者の月給額又は月実収入額とみなす。

第二三条（外国人に対する救助） この法は、外国人が救助被害者又は遺族である場合には、当該国家の相互保証がある場合に限り、これを適用する。

第二四条（犯罪被害救助審議会等） ① 救助金支給に関する事項を審議・決定するため、各地方検察庁に犯罪被害救助審議会（以下、「地区審議会」という。）を置き、法務部に犯罪被害救助本部審議会（以下、「本部審議会」という。）を置く。

② 地区審議会は、設置された地方検察庁管轄区域（支庁がある場合には支庁の管轄区域を含む。）の救助金支給に関する事項を審議・決定する。

③ 本部審議会は、次の各号の事項を審議・決定する。
一 第二七条による再審申請事件

二 その他法令によりその所管に属する事項

④ 地区審議会及び本部審議会は、法務部長官の指揮・監督を受ける。

⑤ 地区審議会及び本部審議会の構成及び運営等に関する事項は大統領令で定める。

第二五条（救助金の支給申請） ① 救助金を受けようとする者は、法務部令で定めるところにより、その住所地、居住地又は犯罪発生地を管轄する地区審議会に申請しなければならない。

② 第一項による申請は、当該救助対象犯罪被害の発生を知った日から三年が過ぎ、又は当該救助対象犯罪被害が発生した日から一〇年が過ぎた場合、これを行うことができない。

第二六条（救助決定） 地区審議会は、第二五条第一項による申請を受けた場合、速かに救助金を支給し、又は支給しないという決定（支給するという決定をする場合に

は、その金額を定めることを含む。）をしなければなら
ない。

第二十七条（再審申請） ① 地区審議会で救助金支給申請
を棄却（一部棄却になった場合を含む。）又は却下する
場合、申請人は、決定の正本が送達された日から二週間
以内にその地区審議会を経て本部審議会に再審を申請す
ることができる。

② 第一項の再審申請がある場合、地区審議会は、一週間
以内に救助金支給申請記録一切を本部審議会に送付しな
ければならない。

③ 本部審議会は、第一項の申請に対し、審議を経て、四
週間以内に再び救助に関する決定をしなければならない。

④ 本部審議会は、救助金支給申請を却下した地区審議会
の決定が法令に違反する場合、事件をその地区審議会に
差し戻すことができる。

⑤ 本部審議会は、救助金支給申請が却下された申請人が
誤った部分を補正して再審申請をする場合、事件を該当
地区審議会に差し戻すことができる。

第二十八条（緊急救助金の支給等） ① 地区審議会は、第
二五条第一項による申請を受けたとき、救助被害者の障
害又は重傷害の程度が明らかでなく、又はその他の事由

により、速かに決定をすることができない事情がある場
合、申請又は職権により大統領令で定める金額の範囲で
緊急救助金を支給する決定をすることができる。

② 第一項による緊急救助金支給申請は、法務部令で定め
るところにより、その住所地、居住地又は犯罪発生地を
管轄する地区審議会にすることができる。

③ 国家は、地区審議会が緊急救助金支給決定をする場合、
緊急救助金を支給する。

④ 緊急救助金を受けた者に対し救助金を支給する決定が
ある場合、国家は、緊急救助金として支給された金額内
で救助金を支給する責めを免れる。

⑤ 緊急救助金を受けた者は、地区審議会で決定された救
助金の金額が緊急救助金として受けた金額より少ないと
きには、その差額を国家に返還しなければならず、地区
審議会で救助金を支給しないという決定をする場合、緊
急救助金として受けた金額をすべて返還しなければなら
ない。

第二十九条（決定のための調査等） ① 地区審議会は、救
助金支給に関する事項を審議するため必要な場合、申請
人その他関係人を調査し、又は医師の診断を受けさせる
ことができ、行政機関、公共機関その他団体に照会し必

要な事項を報告させることができる。

- ② 地区審議会は、申請人が正当な理由なく、第一項による調査に従わず、又は医師の診断を拒否する場合、その申請を棄却することができる。

第三〇条（救助金の徴収） ① 国家は、この法により救

助金を受けた者が次の各号の一に該当する場合、地区審議会又は本部審議会の決定を経て、その者が受けた救助金の全部又は一部を徴収することができる。

- 一 偽りその他不正な方法で救助金を受けた場合
- 二 救助金を受けた後、第一九条に規定された事由が発見された場合
- 三 救助金が誤って支給された場合

- ② 国家が第一項により徴収をするときには、国税徴収の例に従い、その徴収の優先順位は国税及び地方税に次ぐものとする。

第三一条（消滅時効） 救助金を受ける権利は、その救助決定が当該申請人に送達された日から二年間行使しない場合、時効により消滅する。

第三二条（救助金受給権の保護） 救助金を受ける権利は、譲渡し、担保として提供し、又は差し押さえることができない。

第五章 犯罪被害者支援法人

第三三条（犯罪被害者支援法人の登録等） ① 犯罪被害

者支援法人が、この法による支援を受けようとする場合、資産及び人的構成等大統領令が定める要件を具備し、大統領令で定める手続により、法務部長官に登録しなければならない。

- ② 犯罪被害者支援法人の設立・運営に関し、この法に規定がない事項については、民法及び公益法人の設立・運営に関する法律を適用する。

第三四条（補助金の交付） ① 国家又は地方自治団体は、

第三三条により登録した犯罪被害者支援法人（以下、「登録法人」という。）の健全な育成と発展のため必要と認める場合、予算の範囲で登録法人に補助金を交付することができる。

- ② 法務部長官から補助金を受けようとする登録法人は、大統領令が定めるところにより、事業の目的と内容、補助事業に必要な経費等必要な事項を記した申請書と添付書類を法務部長官に提出しなければならない。

③ 第二項による補助金の支給基準及び手続に関する事項は、大統領令で定める。

第三五条（補助金の目的外使用禁止及び返還） ① 登録

法人は、第三四条により交付を受けた補助金を犯罪被害者を保護し、又は支援する用途にだけ使用することができる。

② 法務部長官は、登録法人が第三四条第二項による申請書等に虚偽の事実を記し、若しくはその他の不正な方法で補助金を受けた場合又は交付を受けた補助金を他の用途に使用した場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

③ 補助金の返還に関しては、補助金管理に関する法律を準用する。〔二〇一二年七月二五日改正〕

第三六条（監督等） ① 法務部長官は、必要と認める場合、登録法人に対し、その業務・会計及び財産に関する事項を報告させ、又は所属公務員に登録法人の帳簿・書類等の物を検査させることができる。

② 法務部長官は、登録法人の役職員が次の各号の一に該当する場合、当該法人の代表者にこれを是正させ、当該役員の職務停止若しくは職員の懲戒を要求し、又は当該法人の登録を取り消すことができる。

一 第一項により法務部長官が要求する報告書若しくは資料を虚偽に作成し、又はその報告若しくは提出を拒

否した場合

二 第一項による検査を拒否、妨害又は忌避した場合
三 法務部長官の是正命令、職務停止又は懲戒要求に対する履行を怠った場合

③ 法務部長官は、第二項により登録法人の登録を取り消す場合、聴聞をしなければならない。

第三七条（登録法人誤認表示の禁止） 何人も登録法人でないのに登録法人として表示し、又は登録法人と誤認させうる名称を使用してはならない。

第三八条（裁判等に対する影響力行使の禁止） 犯罪被害者保護・支援業務に従事する者は、刑事手続で加害者に対する処罰を要求し、又は訴訟関係人に威力を加えるなど捜査、弁護又は裁判に不当な影響を及ぼすための行為をしてはならない。

第三九条（秘密漏泄の禁止） 犯罪被害者保護・支援業務に従事し、又は従事していた者は、その業務を遂行する過程で知り得た他人の私生活に関する秘密を漏泄してはならず、犯罪被害者を保護し、支援する目的でのみその秘密を使用しなければならない。

第四〇条（手数料等の金品授受の禁止） 犯罪被害者支援法人で犯罪被害者保護・支援業務に従事し、又は従事し

ていた者は、犯罪被害者を保護・支援するという理由により手数料等の名目で金品を要求し、又は受けてはならない。ただし、他の法律に規定がある場合には、この限りでない。

第六章 刑事調停

第四十一条 (刑事調停回附) ① 検事は、被疑者と犯罪被害者(以下、「当事者」という。)間で、刑事紛争を公正で円満に解決し、犯罪被害者が受けた被害を実質的に回復するのに必要と認める場合、当事者の申請又は職権により、捜査中の刑事事件を刑事調停に回附することができる。

② 刑事調停に回附することができる刑事事件の具体的な範囲は、大統領令で定める。ただし、次の各号の一に該当する場合には、刑事調停に回附してはならない。

一 被疑者が逃走し、又は証拠を湮滅するおそれがある場合

二 公訴時効の完成が差し迫った場合

三 不起訴処分事由に該当することが明白な場合(ただし、起訴猶予処分事由に該当する場合は除く。)

第四十二条 (刑事調停委員会) ① 第四十一条による刑事調

停を担当するため、各級地方検察庁及び支庁に刑事調停委員会を置く。

② 刑事調停委員会は、二人以上の刑事調停委員で構成する。

③ 刑事調停委員は、刑事調停に必要な法的知識等専門性と人徳を備えた者の中から、管轄地方検察庁又は支庁の長があらかじめ委嘱する。

④ 国家公務員法第三三条各号の一に該当する者は、刑事調停委員に委嘱することができない。

⑤ 刑事調停委員の任期は二年とし、再任することができる。

⑥ 刑事調停委員会の委員長は、管轄地方検察庁又は支庁の長が刑事調停委員の中から委嘱する。

⑦ 刑事調停委員には、予算の範囲で法務部令で定めるところにより手当を支給することができ、必要な場合には、旅費、日当及び宿泊費を支給することができる。

⑧ 第一項から第七項までに定める事項のほか刑事調停委員会の構成と運営及び刑事調停委員の任免等に関する事項は、大統領令で定める。

第四十三条 (刑事調停の手続) ① 刑事調停委員会は、当事者間の公正で円満な和解と犯罪被害者が受けた被害の

実質的な回復のため努力しなければならない。

② 刑事調停委員会は、刑事調停が回附された場合、遅滞なく刑事調停手続を進行しなければならない。

③ 刑事調停委員会は、必要と認める場合、刑事調停の結果に利害関係がある者の申請又は職権により、利害関係人を刑事調停に参加させることができる。

④ 第一項から第三項までに定める事項のほか刑事調停の手続に関する事項は、大統領令で定める。

第四四条（関連資料の送付等） ① 刑事調停委員会は、

刑事事件を刑事調停に回附した検事に、当該刑事事件に関して当事者が提出した書類、捜査書類及び証拠物等関連資料の写しを送ることを要請することができる。

② 第一項の要請を受けた検事は、その関連資料が刑事調停に必要と判断する場合、刑事調停委員会に送ることができる。ただし、当事者若しくは第三者の私生活の秘密若しくは名誉を害するおそれがあり、又は捜査上秘密を保持する必要があると認める部分は除外することができる。

③ 当事者は、当該刑事事件に関する事実の主張と関連した資料を刑事調停委員会に提出することができる。

④ 刑事調停委員会は、第一項から第三項までの規定によ

る資料の提出者又は陳述者の同意を得て、その資料を相手方当事者に閲覧させ、又は写しを交付若しくは送付することができる。

⑤ 関連資料の送付又は提出手続及び閲覧等に対する同意の確認方法等に関する事項は、大統領令で定める。

第四五条（刑事調停手続の終了） ① 刑事調停委員会は、

調停期日ごとに刑事調停の過程を書面で作成し、刑事調停が成立した場合、その結果を書面で作成しなければならない。

② 刑事調停委員会は、調停過程で証拠偽造又は虚偽の陳述等の理由で明らかに嫌疑がないものと認める場合には、調停を中断し、担当検事に回送しなければならない。

③ 刑事調停委員会は、刑事調停手続が終わった場合、第一項の書面を付け、当該刑事事件を刑事調停に回附した検事に送らなければならない。

④ 検事は、刑事事件を捜査し処理するとき、刑事調停の結果を考慮することができる。ただし、刑事調停が成立しなかったという事情を被疑者に不利に考慮してはならない。

⑤ 刑事調停の過程及びその結果を記した書面の書式等に関する事項は、法務部令で定める。

第四六条(準用規定) 刑事調停委員及び刑事調停委員であつた者に関しては、第三八条から第四〇条までの規定を準用する。

第七章 罰則

第四七条(罰則) ① 虚偽又はその他の不正な方法で第三四条による補助金を受けた者は、五年以下の懲役又は二、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

② 第三五条第一項に違反して補助金を犯罪被害者保護・支援以外の他の用途に使用した者は、三年以下の懲役又は一、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

第四八条(罰則) 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

一 第三九条又は第四六条に違反して他人の秘密を漏洩し、又は犯罪被害者保護・支援若しくは刑事調停業務以外の目的に使用した者

二 第四〇条又は第四六条に違反して金品を要求し、又は受けた者

第四九条(両罰規定) 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し第四七条又は第四八条の違反行為をした

場合、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するため当該業務に関し相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

第五〇条(過怠料) ① 次の各号の一に該当する者には、三〇〇万ウォン以下の過怠料を賦課する。

一 第三六条第二項各号の一に該当する者
二 第三七条に違反して登録法人として表示し、又は登録法人と誤認させうる名称を使用した者

三 第三八条又は第四六条に違反して捜査、弁護又は裁判に不当な影響を及ぼすための行為をした者

② 第一項による過怠料は、大統領令で定めるところにより法務部長官が賦課・徴収する。

附則(二〇一〇年五月一四日法律第一〇二八三号)

第一条(施行日) この法は、公布後三月が経過した日から施行する。

第二条(他の法律の廃止) 犯罪被害者救助法は廃止する。

第三条(一般的経過措置) この法の施行時、従前の犯罪被害者救助法による処分、手続その他の行為は、この法によりしたものとみなす。

第四条（救助に関する経過措置） この法の施行前に発生した犯罪被害に対する救助は、従前の犯罪被害者救助法による。

第五条（他の法令との関係） この法の施行時、他の法令で従前の犯罪被害者救助法若しくは従前の犯罪被害者保護法又はその規定を引用した場合、この法の中にそれに該当する規定があれば、従前の規定に代え、この法又はこの法の該当規定を引用したものとみなす。

附則（二〇一一年七月二五日法律第一〇八九八号）（補助金管理に関する法律）

第一条（施行日） この法は、公布後三月が経過した日から施行する。

第二条及び第三条 省略

第四条（他の法律の改正） ①から③まで省略

④ 犯罪被害者保護法の一部を次のとおり改正する。
第三五条第三項中補助金の予算及び管理に関する法律を補助金管理に関する法律とする。

⑤～⑮ 省略

犯罪被害者保護基金法

二〇一〇年五月一四日法律第一〇二八四号

（二〇一一年一月一日施行）

第一条（目的） この法は、犯罪被害者を保護・支援するときに必要な資金を調達するため、犯罪被害者保護基金を設置し、その管理・運用に関し必要な事項を規定することを目的とする。

第二条（定義） この法で、「犯罪被害者」、「犯罪被害者保護・支援」及び「犯罪被害者支援法人」とは、それぞれ犯罪被害者保護法第三条による犯罪被害者、犯罪被害者保護・支援及び犯罪被害者支援法人をいう。

第三条（基金の設置） 政府は、犯罪被害者保護・支援に必要な資金を確保・供給するため、犯罪被害者保護基金（以下、「基金」という。）を設置する。

第四条（基金の調達） ① 基金は、次の財源で調達する。

- 一 第二項による罰金収納額
- 二 犯罪被害者保護法第二一条第二項により代位し、取得した求償金
- 三 政府以外の者が出捐又は寄付する現金、物品その他

の財産

四 基金の運用により生じる収益金

② 政府は、刑事訴訟法第四七七条第一項により執行された罰金に一〇〇分の四以上の範囲で大統領令で定める比率を掛けた金額を基金に納入しなければならない。

③ 第一項第三号により政府以外の者が出捐又は寄付する場合、その用途を指定して出捐又は寄付することができ

る。

第五条（基金の管理・運用） ① 基金は、法務部長官が管理・運用する。

② 基金の管理・運用に関し、その他必要な事項は大統領令で定める。

第六条（基金の用途） 基金は、次の各号の一に該当する用途に使用する。

一 犯罪被害者保護法第一六条第一項による犯罪被害救助金支給

二 犯罪被害者保護法第三四条第一項による補助金の交付

三 他の法律による犯罪被害者の保護・支援に関連する事業又は活動として大統領令で定めるもの

四 基金の調達・管理及び運営のための経費の支出

五 その他犯罪被害者の保護・支援を目的とするものとして大統領令で定める事業又は活動

第七条（犯罪被害者保護基金運用審議会） ① 基金の管

理・運用に関する次の各号の事項を審議するため、法務部に犯罪被害者保護基金運用審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

一 基金の管理及び運用に関する主要政策

二 国家財政法第六六条による基金運用計画案の樹立

三 国家財政法第七〇条第二項による主要項目の支出金額の変更

四 国家財政法第八三条第三項による基金成果報告書及び同法第七三条による基金決算報告書の作成

五 国家財政法第七九条による資産運用指針の制定及び改正

六 基金の管理・運用に関する重要な事項として大統領令で定める事項及びその他審議会の委員長が必要と認め、付議する事項

② 審議会の委員は、法務部、保健福祉部、女性家族部、企画財政部等の犯罪被害者保護・支援のための事業を遂行する部署の公務員を委嘱する。ただし、委員長を含む審議会委員の二分の一以上は公務員でない者に委嘱しな

ければならない。

③ 審議会の構成及び運営その他必要な事項は、大統領令で定める。

第八条（基金勘定の設置） 法務部長官は、基金の収入と支出を明確にするため、韓国銀行に基金勘定を設置する。

第九条（基金の会計機関） 法務部長官は、基金の収入と支出に関する事務をさせるため、所属公務員の中から基金収入徴収官、基金財務官、基金支出官及び基金出納公務員を任命する。

第一〇条（基金の会計年度） 基金の会計年度は、政府の会計年度による。

第一一条（基金の会計処理） 基金は、企業会計の原則により会計処理する。

第十二条（基金の一時借入） 法務部長官は、基金の運用上必要なときには、基金の負担で、韓国銀行その他の金融機関から資金を一時借り入れることができる。

第十三条（利益及び欠損の処理） ① 基金の決算上利益金が生じたときには、その全額を積み立てなければならぬ。
② 基金の決算上損失金が生じたときには、第一項による積立金で補填し、その積立金で不足するときには、政府

が予算の範囲でこれを補填することができる。

第十四条（基金の目的外使用禁止及び返還） ① 第六条により支援を受けた基金は、支援を受けた目的外の用途に使用することができない。

② 法務部長官は、虚偽その他の不正な方法で基金の支援を受け、又は支援を受けた基金を他の用途に使用した場合には、支援した基金の全部又は一部を返還させることができる。

第十五条（監督） 法務部長官は、必要と認める場合、基金の支援を受けた者に対し、その業務・会計及び財産に関する事項を報告させ、又は所属公務員に基金の支援を受けた者の帳簿・書類等の物件を検査させることができる。

附則（二〇一〇年五月一四日法律第一〇二八四号）

この法は、二〇一一年一月一日から施行する。

犯罪被害者保護法 新旧対照条文

		旧法			新法
		旧法 犯罪被害者保護法 二〇〇五年二月二三日法律第七七三一号 (二〇〇六年三月二四日施行) 犯罪被害者救助法 二〇〇五年二月二九日法律第七七六号 (二〇〇六年六月三〇日施行)			新法 二〇一〇年五月一四日法律第一〇二八三号 (全部改正) (二〇一〇年八月一五日施行) 二〇一一年七月二五日法律第一〇八九八号 (他法改正) (二〇一一年一〇月二六日施行) ^(注)
		第一章 総則			第一章 総則
		第二章 犯罪被害者保護・支援の基本施策			第二章 犯罪被害者保護・支援の基本施策
		第三章 犯罪被害者保護・支援の基本計画等 (新設)			第三章 犯罪被害者保護・支援の基本計画等
		第四章 犯罪被害者支援法人 (新設)			第四章 救助対象犯罪被害者に対する救助
		第五章 罰則			第五章 犯罪被害者支援法人 刑事調停
		附則			第六章 罰則
		第一章 総則			第一章 総則
		第一条 (目的) この法は、犯罪被害者保護・支援の基本施策等を定め、犯罪被害者に対する国家及び地方自治団体の保護・支援と国民の犯罪被害者支援活動を推進することにより、犯罪被害者の損害回復、正当な権利行使及び福祉増進に寄与することを目的とする。			第一条 (目的) この法は、犯罪被害者保護・支援の基本施策等を定め、他人の犯罪行為により生命・身体に被害を受けた者を救助することにより犯罪被害者の福祉増進に寄与することを目的とする。
		第二条 (基本理念) (略)			第二条 (基本理念) (略)

<p>② (略)</p> <p>第四条 (国家の責務) 国家は、犯罪被害者保護・支援の</p>	<p>第三条 (定義) ① この法で使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「犯罪被害者保護・支援」とは、犯罪被害者の損害回復、正当な権利行使及び福祉増進に寄与する行為をいう。ただし、捜査・弁護又は裁判に不当な影響を及ぼす行為は、これに含まれない。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 「犯罪被害者救助法第二条一号」 「犯罪被害」とは、大韓民国の領域内又は大韓民国の領域外にある大韓民国の船舶若しくは航空機内で行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為 (刑法第九条、第一〇条第一項、第一二条、第二二条第一項の規定により処罰されない行為を含み、同法第二〇条又は第二一条第一項の規定により処罰されない行為及び過失による行為は除く。以下、「犯罪行為」という。) による死亡又は重障害をいう。</p> <p>五 「犯罪被害者救助法第二条二号」 「重障害」とは、負傷又は疾病が治癒したとき (その症状が固定したときを含む。) の身体上の障害のうち大統領令が定める場合をいう。</p> <p>(新設)</p>
<p>② (略)</p> <p>第四条 (国家の責務) 国家は、犯罪被害者保護・支援の</p>	<p>第三条 (定義) ① この法で使用する用語の意味は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「犯罪被害者保護・支援」とは、犯罪被害者の損害回復、正当な権利行使及び福祉増進に寄与する行為をいう。ただし、捜査・弁護又は裁判に不当な影響を及ぼす行為は含まれない。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 「救助対象犯罪被害」とは、大韓民国の領域内で、又は大韓民国の領域外にある大韓民国の船舶若しくは航空機内で行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為 (刑法第九条、第一〇条第一項、第一二条、第二二条第一項により処罰されない行為を含み、同法第二〇条又は第二一条第一項により処罰されない行為及び過失による行為は除く。) により死亡し、又は障害若しくは重傷害を受けたことをいう。</p> <p>五 「障害」とは、犯罪行為により受けた負傷又は疾病が治療 (その症状が固定したときを含む。) された後に残った身体の障害のうち大統領令で定める場合をいう。</p> <p>六 「重傷害」とは、犯罪行為により身体又はその生理的機能に損傷を受けたもののうち大統領令で定める場合をいう。</p>

<p>ため、次に掲げる措置を取り、これに必要な財源を調達する責務を負う。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>ため、次の各号の措置を取り、これに必要な財源を調達する責務を負う。</p> <p>一 三 (略)</p>
<p>第五条 (地方自治団体の責務) (略)</p>	<p>第五条 (地方自治団体の責務) (略)</p>
<p>第六条 (国民の責務) (略)</p>	<p>第六条 (国民の責務) (略)</p>
<p>第二章 犯罪被害者保護・支援の基本施策</p>	<p>第二章 犯罪被害者保護・支援の基本政策</p>
<p>第七条 (損害回復支援等) 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者の被害程度、保護・支援の必要性等に^レ応じ、犯罪被害者に相談、医療提供、関連法令による救助金支給、法律扶助及び就業関連支援等^レをすることができよう必要な対策を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第七条 (損害回復支援等) ① 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者の被害程度及び保護・支援の必要性等に^レ従い、相談、医療提供、救助金支給、法律扶助、就業関連支援、住居支援その他の犯罪被害者の保護に必要な対策を用意しなければならない。</p> <p>② 国家は、犯罪被害者とその家族に身体的・精神的安定を提供し、社会復帰を助けるため、一時保護施設(以下、「保護施設」という。)を設置・運営しなければならない。この場合、国家は、保護施設の運営を犯罪被害者支援法人に委託することができる。</p> <p>③ 国家は、犯罪被害者とその家族の精神的回復のための相談及び治療プログラムを運営しなければならない。</p> <p>④ 保護施設の設置・運営基準、入所・退所の基準及び手続、委託運営の手続、監督の基準及び手続並びに第三項による相談及び治療プログラムの運営等に関する事項は、大統領令で定める。</p>
<p>第八条 (刑事手続参加保障等) 国家は、犯罪被害者が当</p>	<p>第八条 (刑事手続参加保障等) ① 国家は、犯罪被害者</p>

<p>該事件と関連し、捜査担当者と相談し、又は裁判手続に参加して陳述する等刑事手続上の権利を行使することができるよう保障しなければならず、犯罪被害者の要請がある場合には、加害者に対する捜査結果、公判期日、裁判結果、刑の執行及び保護観察の執行状況等刑事手続関連情報を大統領令で定めるところにより提供することができる。</p>	<p>が当該事件と関連し、捜査担当者と相談し、又は裁判手続に参加して陳述する等刑事手続上の権利を行使することができるよう保障しなければならない。</p> <p>② 国家は、犯罪被害者が要請する場合、加害者に対する捜査結果、公判期日、裁判結果、刑の執行及び保護観察の執行状況等刑事手続関連情報を大統領令で定めるところにより提供することができる。</p>
<p>第九条（私生活の平穏及び身辺の保護等） 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者の名誉と私生活の平穏を保護するため必要な措置をしなければならず、犯罪被害者が刑事訴訟手続での陳述・証言と関連して報復を受けるおそれがある場合等、犯罪被害者を保護する必要性がある場合には、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第九条（私生活の平穏及び身辺の保護等） ① 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者の名誉と私生活の平穏を保護するため必要な措置をしなければならない。</p> <p>② 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者が刑事訴訟手続でした陳述又は証言と関連して報復を受けるおそれがある等、犯罪被害者を保護する必要がある場合には、適切な措置を用意しなければならない。</p>
<p>第一〇条（教育・訓練）（略）</p> <p>第一条（広報及び調査研究）（略）</p> <p>第三章 犯罪被害者保護・支援の基本計画等</p>	<p>第一〇条（教育・訓練）（略）</p> <p>第一条（広報及び調査研究）（略）</p> <p>第三章 犯罪被害者保護・支援の基本計画等</p>
<p>第一二条（基本計画樹立） ① 法務部長官は、第一五条の規定による犯罪被害者保護委員会の審議を経て、犯罪被害者保護・支援に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）を五年ごとに樹立しなければならない。</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p>	<p>第一二条（基本計画樹立） ① 法務部長官は、第一五条による犯罪被害者保護委員会の審議を経て、犯罪被害者保護・支援に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）を五年ごとに樹立しなければならない。</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p>

<p>二 犯罪被害者保護・支援のための実態調査・研究・教育・広報</p> <p>三 犯罪被害者保護・支援団体に対する支援・監督</p> <p>四 (略)</p> <p>五 その他犯罪被害者保護・支援のため法務部長官が必要と認めた事項</p>	<p>二 犯罪被害者保護・支援のための実態調査、研究、教育及び広報</p> <p>三 犯罪被害者保護・支援団体に対する支援及び監督</p> <p>四 (略)</p> <p>五 その他犯罪被害者を保護・支援するため法務部長官が必要と認めた事項</p>
<p>第一三条 (年度別施行計画の樹立) ① 法務部長官、関係中央行政機関の長並びに特別市長・広域市長及び道知事 (以下、「市・道知事」という。) は、基本計画に従い、年度別施行計画 (以下、「施行計画」という。) を樹立・施行しなければならない。</p> <p>② 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第一項の規定による次年度の施行計画及び推進実績を、毎年、法務部長官に提出しなければならない。この場合、法務部長官は、その施行計画が不相当と判断するときには、補完・調整を要求することができる。</p> <p>③ その他施行計画の樹立・施行に関し必要な事項は、大統領令で定める。</p>	<p>第一三条 (年度別施行計画の樹立) ① 法務部長官、関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事 (以下、「市・道知事」という。) は、基本計画に従い、年度別施行計画 (以下、「施行計画」という。) を樹立・施行しなければならない。</p> <p>② 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、次年度の施行計画及び前年度の推進実績を、毎年、法務部長官に提出しなければならない。この場合、法務部長官は、その施行計画が不相当と判断するときには、その施行計画を樹立した長に施行計画の補完・調整を要求することができる。</p> <p>③ 第一項及び第二項で定めた事項のほか施行計画の樹立及び施行に関し必要な事項は、大統領令で定める。</p>
<p>第一四条 (関係機関の協力) ①② (略)</p> <p>③ 第一項及び第二項の規定による協力要請を受けた機関・団体の長は、特別な理由がある場合を除いては、これに協力しなければならない。</p> <p>第一五条 (犯罪被害者保護委員会) ① 犯罪被害者保</p>	<p>第一四条 (関係機関の協力) ①② (略)</p> <p>③ 第一項及び第二項による協力要請を受けた機関の長又は地方自治団体の長は、特別な理由がない限り、協力しなければならない。</p> <p>第一五条 (犯罪被害者保護委員会) ① 犯罪被害者保</p>

<p>② 第一項の規定による加害者の不明・無資力に関する基</p>	<p>③ 委員会の構成と運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。</p> <p>第四章の旧法は、二〇一〇年五月一四日法律第一〇二八三号で廃止された犯罪被害者救助法（二〇〇五年一月二九日法律第七七六号）第三条乃至第一八条</p> <p>第三条（適用範囲） ① 国家は、犯罪被害を受けた者（以下、「被害者」という。）が加害者の不明又は無資力の事由により、被害の全部又は一部の賠償を受けることができず、又は自己若しくは他人の刑事事件の捜査又は裁判において、告訴・告発等捜査端緒の提供、陳述、証言若しくは資料提出と関連し被害者となったときには、この法が定めるところにより、被害者又は遺族に犯罪被害救助金（以下、「救助金」という。）を支給する。</p>	<p>護・支援に関する基本計画及び主要事項等を審議するため、法務部長官所屬下に犯罪被害者保護委員会（以下、「委員会」という。）をおき、委員長を含め二〇名以内の委員で構成する。</p> <p>② 委員会は、次の各号の事項を審議する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>（削除）</p> <p>第一六条（救助金の支給要件） 国家は、救助対象犯罪被害を受けた者（以下、「救助被害者」という。）が、次の各号の一に該当する場合、救助被害者又はその遺族に犯罪被害救助金（以下、「救助金」という。）を支給する。</p> <p>一 救助被害者が被害の全部又は一部の賠償を受けることができない場合</p> <p>二 自己又は他人の刑事事件の捜査又は裁判で、告訴・告発等捜査の端緒を提供し、又は陳述、証言若しくは資料提出をするなかで救助被害者となった場合</p>	<p>第四章 救助対象犯罪被害に対する救助</p>	<p>④ 第一項乃至第三項の規定に定める事項のほか保護委員会の構成及び運営等に関する事項は、大統領令で定める。</p> <p>③ 保護委員会は、委員長を含め、二〇名以内の委員で構成する。</p> <p>② 保護委員会は、次の各号の事項を審議する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>護・支援に関する基本計画及び主要事項等を審議するため、法務部長官所屬として犯罪被害者保護委員会（以下、「保護委員会」という。）をおく。</p>

<p>準、証明手続その他必要な事項は、大統領令で定める。</p>	<p>第四条（救助金の種類等） ① 救助金は、遺族救助金と障害救助金に区分し、一時金として支給する。</p> <p>② 遺族救助金は、被害者が死亡した場合に、第五条の規定による第一順位の遺族に支給する。ただし、同順位の遺族が二人以上である場合には、それを均等分して支給する。</p> <p>③ 障害救助金は、該当被害者に支給する。</p>	<p>第五条（遺族の範囲及び順位） ① 遺族救助金の支給を受けることができる遺族は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）・被害者の死亡当時、被害者の収入により生計を維持していた被害者の子</p> <p>二 被害者の死亡当時、被害者の収入により生計を維持していた被害者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</p> <p>三 第一号及び第二号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹</p> <p>② 胎児は、第一項の規定による遺族の範囲を適用することにおいて、既に出産したもののみならず。</p> <p>③ 遺族救助金の支給を受ける遺族の順位は、第一項各号</p>
<p>第一七条（救助金の種類等） ① 救助金は、遺族救助金・障害救助金及び重傷害救助金に区分し、一時金として支給する。</p>	<p>② 遺族救助金は、救助被害者が死亡したとき、第一八条により最も先の順位の遺族に支給する。ただし、順位が同じ遺族が二人以上であれば、等しく分けて支給する。</p> <p>③ 障害救助金及び重傷害救助金は、該当救助被害者に支給する。</p>	<p>第一八条（遺族の範囲及び順位） ① 遺族救助金の支給を受けることができる遺族は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）及び救助被害者の死亡当時救助被害者の収入で生計を維持していた救助被害者の子女</p> <p>二 救助被害者の死亡当時、救助被害者の収入で生計を維持していた救助被害者の父母、孫・孫娘、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>三 第一号及び第二号に該当しない救助被害者の子女、父母、孫・孫娘、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>② 第一項による遺族の範囲で、胎児は、救助被害者が死亡したとき、既に出産したもののみならず。</p> <p>③ 遺族救助金を受ける遺族の順位は、第一項各号に列挙</p>

<p>に列挙した順序とし、同項第二号及び第三号に列挙した者の間では当該各号に列挙した順序とし、父母の場合には養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。</p> <p>④ 遺族が被害者を故意に死亡させ、又は被害者が死亡する前にその死亡により遺族救助金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となる者を故意に死亡させた場合は、遺族救助金の支給を受けることができる遺族とみなさない。被害者が死亡した後、遺族救助金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた場合もまた同じとする。</p>	<p>した順序とし、同項第二号及び第三号に列挙した者の間では当該各号に列挙した順序とし、父母の場合には養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。</p> <p>④ 遺族が次の各号のみに該当すれば遺族救助金を受けることができる遺族とみなさない。</p> <p>一 救助被害者を故意に死亡させた場合</p> <p>二 救助被害者が死亡する前にその者が死亡すれば遺族救助金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となる者を故意に死亡させた場合</p> <p>三 救助被害者が死亡した後、遺族救助金を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた場合</p>
<p>第六条（救助金を支給しないことができる場合） 次の各号のみに該当する場合には、大統領令が定めるところにより、救助金の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>一 被害者と加害者間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合</p> <p>二 被害者が犯罪行為を誘発し、又は当該犯罪被害の発生に関し被害者に帰責事由がある場合</p>	<p>第十九条（救助金を支給しないことができる場合） ① 犯罪行為当時、救助被害者と加害者の間に次の各号のみに該当する親族関係がある場合には救助金を支給しない。</p> <p>一 夫婦（事実上の婚姻関係を含む。）</p> <p>二 直系血族</p> <p>三 四親等以内の親族</p> <p>四 同居親族</p> <p>② 犯罪行為当時、救助被害者と加害者の間に第一項各号のみに該当しない親族関係がある場合には救助金の一部を支給しない。</p> <p>③ 救助被害者が次の各号のみに該当する行為をしたときには救助金を支給しない。</p> <p>一 当該犯罪行為を教唆又は幫助する行為</p>

三 その他社会通念上救助金の全部又は一部を支給しない方が相当と認められる場合

- 二 過度な暴行・脅迫又は重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- 三 当該犯罪行為と関連し顕著に不正な行為
- 四 当該犯罪行為を容認する行為
- 五 集团的又は常習的に不法行為を行うおそれがある組織に属する行為（ただし、その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことと関連がないと認められる場合を除く。）
- 六 犯罪行為に対する報復として加害者又はその親族その他加害者と密接な関係がある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加える行為
- ④ 救助被害者が次の各号の一に該当する行為をしたときには救助金の一部を支給しない。
 - 一 暴行・脅迫又は侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - 二 当該犯罪被害の発生又は拡大に係わる不注意な行為又は不適切な行為
- ⑤ 遺族救助金を支給するときには、第一項から第四項までの規定を適用するとき、「救助被害者」は「救助被害者又は最も先の順位である遺族」とみなす。
- ⑥ 救助被害者又はその遺族と加害者の間の関係その他の事情を考慮し救助金の全部又は一部を支給することが社会通念に違背すると認められるときには、救助金の全部又は一部を支給しないことができる。
- ⑦ 第一項から第六項までの規定にかかわらず、救助金を支給しないことが社会通念に違背すると認められるだけ

<p>第七条（他の法令による給付等との関係） 被害者又は遺族が当該の犯罪被害を原因として国家賠償法その他の法令による給付等の支給を受けることができる場合には、大統領令が定めるところにより、救助金を支給しない。</p>	<p>の特別な事情がある場合には、救助金の一部を支給することができる。</p>
<p>第八条（損害賠償との関係） ① 国家は、被害者又は遺族が当該犯罪被害を原因として損害賠償を受けたときには、その金額の限度内で救助金を支給しない。 ② 国家は、救助金を支給したときには、その支給した金額の限度内で、当該救助金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を代位する。 ③ 国家は、第二項の規定による損害賠償請求権を代位することにおいて、大統領令が定めるところにより、加害者である受刑者・被保護監護者の作業賞与金又は勤労報償金からその賠償金の支給を受けることができる。</p>	<p>第二〇条（他の法令による給付等との関係） 救助被害者又は遺族が当該救助対象犯罪被害を原因として国家賠償法その他の法令による給付等を受けることができる場合には、大統領令で定めるところにより、救助金を支給しない。 第二一条（損害賠償との関係） ① 国家は、救助被害者又は遺族が当該救助対象犯罪被害を原因として損害賠償を受けた場合、その範囲で救助金を支給しない。 ② 国家は、支給した救助金の範囲で、当該救助金を受けた者が救助対象犯罪被害を原因として有している損害賠償請求権を代位する。 ③ 国家は、第二項による損害賠償請求権を代位するとき、大統領令で定めるところにより、加害者である受刑者又は保護監護対象者の作業奨励金又は勤労報償金から損害賠償金を受けることができる。</p>
<p>第九条（救助金額） 救助金の金額は、被害者又は遺族の生計維持状況と障害の程度を斟酌し、大統領令で定める。</p>	<p>第二二条（救助金額） ① 遺族救助金は、救助被害者の死亡当時（身体に損傷を受け、それにより死亡した場合には、身体に損傷を受けた当時をいう。）の月給額若しくは月実収入額又は平均賃金に、一八月以上三六月以下の範囲で、遺族の数と年齢及び生計維持状況等を考慮し、大統領令で定める月数を掛けた金額とする。 ② 障害救助金と重傷害救助金は、救助被害者が身体に損</p>

<p>傷を受けた当時の月給額若しくは月実収入額又は平均賃金に、二月以上三六月以下の範囲で、被害者の障害又は重傷害の程度と扶養家族の数及び生計維持状況等を考慮し、大統領令で定める月数を掛けた金額とする。</p> <p>③ 第一項及び第二項による月給額若しくは月実収入額又は平均賃金等は、被害者の住所地を管轄する税務署長、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。）又は被害者の勤務機関の長の証明その他大統領令で定める公信力のある証明による。</p> <p>④ 第一項及び第二項で救助被害者の月給額又は月実収入額が平均賃金の二倍を超える場合には、平均賃金の二倍に該当する金額を救助被害者の月給額又は月実収入額とみなす。</p>	<p>第一〇条（外国人に対する救助） この法は、外国人が被害者又は遺族である場合には、相互の保証がある場合に限りに、これを適用する。</p> <p>第一一条（犯罪被害救助審議会） ① 救助金の支給に関する事項を審議・決定するため、地方検察庁に犯罪被害救助審議会（以下、「審議会」という。）を置く。</p> <p>（新設）</p>
<p>第二三条（外国人に対する救助） この法は、外国人が救助被害者又は遺族である場合には、当該国家の相互保証がある場合に限りに、これを適用する。</p> <p>第二四条（犯罪被害救助審議会等） ① 救助金支給に関する事項を審議・決定するため、各地方検察庁に犯罪被害救助審議会（以下、「地区審議会」という。）を置き、法務部に犯罪被害救助本部審議会（以下、「本部審議会」という。）を置く。</p> <p>② 地区審議会は、設置された地方検察庁管轄区域（支庁がある場合には支庁の管轄区域を含む。）の救助金支給に関する事項を審議・決定する。</p>	<p>第二三条（外国人に対する救助） この法は、外国人が救助被害者又は遺族である場合には、当該国家の相互保証がある場合に限りに、これを適用する。</p> <p>第二四条（犯罪被害救助審議会等） ① 救助金支給に関する事項を審議・決定するため、各地方検察庁に犯罪被害救助審議会（以下、「地区審議会」という。）を置き、法務部に犯罪被害救助本部審議会（以下、「本部審議会」という。）を置く。</p> <p>② 地区審議会は、設置された地方検察庁管轄区域（支庁がある場合には支庁の管轄区域を含む。）の救助金支給に関する事項を審議・決定する。</p>

<p>(新設)</p> <p>② 審議会は、法務部長官の指揮・監督を受ける。</p> <p>③ 審議会の管轄・構成・運営その他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>③ 本部審議会は、次の各号の事項を審議・決定する。</p> <p>一 第二七条による再審申請事件</p> <p>二 その他法令によりその所管に属する事項</p> <p>④ 地区審議会及び本部審議会は、法務部長官の指揮・監督を受ける。</p> <p>⑤ 地区審議会及び本部審議会の構成及び運営等に関する事項は大統領令で定める。</p>
<p>第一二条（救助金の支給申請） ① 救助金の支給を受けようとする者は、法務部令が定めるところにより、その住所地・居住地又は犯罪発生地を管轄する審議会に申請しなければならない。</p> <p>② 第一項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から二年又は当該犯罪被害が発生した日から五年が経過したときには、これを行うことができない。</p>	<p>第二五条（救助金の支給申請） ① 救助金を受けようとする者は、法務部令で定めるところにより、その住所地・居住地又は犯罪発生地を管轄する地区審議会に申請しなければならない。</p> <p>② 第一項による申請は、当該救助対象犯罪被害の発生を知った日から三年が過ぎ、又は当該救助対象犯罪被害が発生した日から一〇年が過ぎた場合、これを行うことができない。</p>
<p>第一三条（救助決定） 第一二条第一項の規定による申請があるときには、審議会は速やかに救助金を支給し、又は支給しないという決定（支給するという決定をする場合には、その金額を定めることを含む。以下、同じ。）をしなければならない。</p>	<p>第二六条（救助決定） 地区審議会は、第二五条第一項による申請を受けた場合、速かに救助金を支給し、又は支給しないという決定（支給するという決定をする場合には、その金額を定めることを含む。）をしなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第二七条（再審申請） ① 地区審議会が救助金支給申請を棄却（一部棄却になった場合を含む。）又は却下する場合、申請人は、決定の正本が送達された日から二週間以内にその地区審議会を経て本部審議会に再審を申請す</p>

<p>④ 仮救助金の支給を受けた者に対し救助金を支給する決 救助金を支給する。</p> <p>③ 国家は、第一項の規定による決定があるときは、仮 救助金を支給する。</p> <p>② 第一項の規定による仮救助金支給申請は、法務部令が 定めるところにより、その住所地・居住地又は犯罪発生 地を管轄する審議会にすることができる。</p> <p>① 審議会は、第一二条 第一項の規定による救助金の支給申請がある場合に、被 害者の障害の程度が明らかでなく、又はその他の事由に より、速かに決定することができない事情があるときに は、職権又は申請により大統領令が定める金額の範囲内 で仮救助金を支給する決定をすることができる。</p>	<p>第二八条（緊急救助金の支給等） ① 地区審議会は、第 二五条第一項による申請を受けたとき、救助被害者の障 害又は重傷害の程度が明らかでなく、又はその他の事由 により、速かに決定をすることができない事情がある場 合、申請又は職権により大統領令で定める金額の範囲で 緊急救助金を支給する決定をすることができる。</p> <p>② 第一項による緊急救助金支給申請は、法務部令で定め るところにより、その住所地、居住地又は犯罪発生地を 管轄する地区審議会にすることができる。</p> <p>③ 国家は、地区審議会が緊急救助金支給決定をする場合、 緊急救助金を支給する。</p> <p>④ 緊急救助金を受けた者に対し救助金を支給する決定が ることができる。</p> <p>② 第一項の再審申請がある場合、地区審議会は、一週間 以内に救助金支給申請記録一切を本部審議会に送付しな ければならない。</p> <p>③ 本部審議会は、第一項の申請に対し、審議を経て、四 週間以内に再び救助に関する決定をしなければならぬ。</p> <p>④ 本部審議会は、救助金支給申請を却下した地区審議会 の決定が法令に違反する場合、事件をその地区審議会に 差し戻すことができる。</p> <p>⑤ 本部審議会は、救助金支給申請が却下された申請人が 誤った部分を補正して再審申請をする場合、事件を該当 地区審議会に差し戻すことができる。</p>
--	---

<p>定をしたときには、国家は、仮救助金として支給された金額の限度内で救助金を支給する責めを免れる。</p> <p>⑤ 仮救助金の支給を受けた者は、当該救助決定により支給される救助金の金額が仮救助金として支給された額に満たないときには、その差額を国家に返還しなければならず、救助金を支給しないという決定があるときには、当該仮救助金として支給された金額を国家に返還しなければならぬ。</p>	<p>ある場合、国家は、緊急救助金として支給された金額内で救助金を支給する責めを免れる。</p> <p>⑤ 緊急救助金を受けた者は、地区審議会で決定された救助金の金額が緊急救助金として受けた金額より少ないときには、その差額を国家に返還しなければならず、地区審議会で救助金を支給しないという決定をする場合、緊急救助金として受けた金額をすべて返還しなければならぬ。</p>
<p>第一五条（決定のための調査等） ① 審議会は、救助金の支給に関する事項を審議するため必要ときには、申請人その他関係人を調査し、又は医師の診断を受けさせることができ、行政機関又は公・私団体に照会して必要な事項を報告させることができる。</p> <p>② 審議会は、申請人が正当な理由なく、第一項の規定による調査に応じず、又は医師の診断を拒否したときには、その申請を棄却することができる。</p>	<p>第二九条（決定のための調査等） ① 地区審議会は、救助金支給に関する事項を審議するため必要な場合、申請人その他関係人を調査し、又は医師の診断を受けさせることができ、行政機関、公共機関その他団体に照会して必要な事項を報告させることができる。</p> <p>② 地区審議会は、申請人が正当な理由なく、第一項による調査に従わず、又は医師の診断を拒否する場合、その申請を棄却することができる。</p>
<p>第一六条（救助金の徴収） ① 国家は、この法により救助金を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、審議会の決定を経て、その者が受けた救助金の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>一 詐偽その他の不正な方法で救助金の支給を受けた場合</p> <p>二 救助金の支給を受けた後、第六条に規定された事由が発見された場合</p>	<p>第三〇条（救助金の徴収） ① 国家は、この法により救助金を受けた者が次の各号の一に該当する場合、地区審議会又は本部審議会の決定を経て、その者が受けた救助金の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>一 偽りその他の不正な方法で救助金を受けた場合</p> <p>二 救助金を受けた後、第一九条に規定された事由が発見された場合</p>

<p>三 誤って支給された場合</p> <p>② 国家が第一項の規定により徴収をする場合には、国税徴収の例により、その徴収の優先順位は国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	<p>三 救助金が誤って支給された場合</p> <p>② 国家が第一項により徴収をするときには、国税徴収の例により、その徴収の優先順位は国税及び地方税に次ぐものとする。</p>
<p>第一七条(時効) 救助金の支給を受ける権利は、その救助決定が当該申請人に送達された日から二年間行使しない場合、時効により消滅する。</p>	<p>第三一条(消滅時効) 救助金を受ける権利は、その救助決定が当該申請人に送達された日から二年間行使しない場合、時効により消滅する。</p>
<p>第一八条(救助金の支給を受ける権利の保護) 救助金の支給を受ける権利は、譲渡若しくは担保として提供し、又は差し押さえることができない。</p>	<p>第三二条(救助金受給権の保護) 救助金を受ける権利は、譲渡し、担保として提供し、又は差し押さえることができない。</p>
<p>第四章 犯罪被害者支援法人</p> <p>第一六条(犯罪被害者支援法人の登録等) ① 犯罪被害者支援法人として、この法による支援を受けようとする場合には、資産・人的構成等大統領令が定める要件と手続により、法務部長官に登録しなければならない。</p> <p>② 犯罪被害者支援法人の設立・運営に関し、この法に規定がない場合には、民法及び公益法人の設立・運営に関する法律を適用する。</p>	<p>第五章 犯罪被害者支援法人</p> <p>第三三条(犯罪被害者支援法人の登録等) ① 犯罪被害者支援法人が、この法による支援を受けようとする場合、資産及び人的構成等大統領令が定める要件を具備し、大統領令で定める手続により、法務部長官に登録しなければならない。</p> <p>② 犯罪被害者支援法人の設立・運営に関し、この法に規定がない事項については、民法及び公益法人の設立・運営に関する法律を適用する。</p>
<p>第一七条(補助金の交付) ① 国家又は地方自治団体は、犯罪被害者支援法人の健全な育成と発展のため必要と認めるときには、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p>	<p>第三四条(補助金の交付) ① 国家又は地方自治団体は、第三三条により登録した犯罪被害者支援法人(以下、「登録法人」という。)の健全な育成と発展のため必要と認める場合、予算の範囲で登録法人に補助金を交付する</p>

<p>② 法務部長官から補助金の交付を受けようとする犯罪被害者支援法人は、大統領令が定めるところにより、事業の目的と内容、補助事業に必要な経費等必要な事項を記載した申請書と添付書類を法務部長官に提出しなければならぬ。</p> <p>③ 第二項の規定による補助金の支給基準及び手続に関して必要な事項は、大統領令で定める。</p>	<p>② 法務部長官から補助金を受けようとする登録法人は、大統領令が定めるところにより、事業の目的と内容、補助事業に必要な経費等必要な事項を記載した申請書と添付書類を法務部長官に提出しなければならない。</p> <p>③ 第二項による補助金の支給基準及び手続に関する事項は、大統領令で定める。</p>
<p>第一八条（補助金の目的外使用禁止及び返還） ① 第一七条の規定により交付を受けた補助金は、犯罪被害者保護・支援以外の他の用途に使用することができない。</p> <p>② 法務部長官は、犯罪被害者支援法人が第一七条第二項の規定による申請書等に虚偽の事実を記載し、若しくはその他の不正な方法で補助金の交付を受けた場合、又は交付を受けた補助金を他の用途に使用した場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>③ 補助金の返還については、補助金の予算及び管理に関する法律を準用する。</p>	<p>第三五条（補助金の目的外使用禁止及び返還） ① 登録法人は、第三四条により交付を受けた補助金を犯罪被害者を保護し、又は支援する用途にだけ使用することができる。</p> <p>② 法務部長官は、登録法人が第三四条第二項による申請書等に虚偽の事実を記し、若しくはその他の不正な方法で補助金を受けた場合、又は交付を受けた補助金を他の用途に使用した場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>③ 補助金の返還に関しては、補助金管理に関する法律を準用する。〔二〇一二年七月二五日改正〕</p>
<p>第一九条（監督等） ① 法務部長官は、必要と認めるときには、登録された犯罪被害者支援法人（以下、「登録法人」という。）に対し、その業務・会計及び財産に関する事項を報告させ、又は所属公務員に登録法人の帳簿・書類等の物を監査させることができる。</p>	<p>第三六条（監督等） ① 法務部長官は、必要と認めるときは、登録法人に対し、その業務・会計及び財産に関する事項を報告させ、又は所属公務員に登録法人の帳簿・書類等の物を検査させることができる。</p>

<p>② 法務部長官は、登録法人の役・職員が次の各号の一に該当する場合には、当該法人の代表者にこれを是正させ、当該役員の職務停止若しくは職員の懲戒を要求し、又は当該法人の登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第一項の規定により法務部長官が要求する報告書若しくは資料を虚偽に作成し、又はその報告若しくは提出を拒否した場合</p> <p>二 第一項の規定による監査を拒否・妨害又は忌避した場合</p> <p>三 法務部長官の是正命令又は職務停止・懲戒要求に対する履行を怠った場合</p> <p>(新設)</p>	<p>② 法務部長官は、登録法人の役職員が次の各号の一に該当する場合、当該法人の代表者にこれを是正させ、当該役員の職務停止若しくは職員の懲戒を要求し、又は当該法人の登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第一項により法務部長官が要求する報告書若しくは資料を虚偽に作成し、又はその報告若しくは提出を拒否した場合</p> <p>二 第一項による検査を拒否・妨害又は忌避した場合</p> <p>三 法務部長官の是正命令、職務停止又は懲戒要求に対する履行を怠った場合</p> <p>③ 法務部長官は、第二項により登録法人の登録を取り消す場合、聴聞をしなければならない。</p>
<p>第二〇条 (登録法人誤認表示の禁止) (略)</p> <p>第二一条 (裁判等に対する影響力行使の禁止) 犯罪被害者保護・支援業務に従事する者は、刑事手続で加害者に対する処罰を要求し、又は訴訟関係人に威力を加えるなど捜査・弁護・裁判に不当な影響を及ぼすための行為をしてはならない。</p>	<p>第三七条 (登録法人誤認表示の禁止) (略)</p> <p>第三八条 (裁判等に対する影響力行使の禁止) 犯罪被害者保護・支援業務に従事する者は、刑事手続で加害者に対する処罰を要求し、又は訴訟関係人に威力を加えるなど捜査、弁護又は裁判に不当な影響を及ぼすための行為をしてはならない。</p>
<p>第二二条 (秘密漏泄の禁止) 犯罪被害者支援業務に従事し、又はしていた者は、その業務を遂行する過程で知り得た他人の私生活に関する秘密を漏泄し、又は犯罪被害者支援以外の目的に使用してはならない。</p>	<p>第三九条 (秘密漏泄の禁止) 犯罪被害者保護・支援業務に従事し、又は従事していた者は、その業務を遂行する過程で知り得た他人の私生活に関する秘密を漏泄してはならず、犯罪被害者を保護し、支援する目的でのみその秘密を使用しなければならない。</p>

<p>第二三条（手数料等の徴収禁止） 犯罪被害者支援法人で犯罪被害者支援業務に従事し、又は従事していた者は、犯罪被害者支援を理由として手数料等の名目の金品を要求し、又は受けてはならない。ただし、他の法律に規定がある場合には、この限りでない。</p>	<p>第四〇条（手数料等の金品授受の禁止） 犯罪被害者支援法人で犯罪被害者保護・支援業務に従事し、又は従事していた者は、犯罪被害者を保護・支援するという理由により手数料等の名目で金品を要求し、又は受けてはならない。ただし、他の法律に規定がある場合には、この限りでない。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第六章 刑事調停</p> <p>第四一条（刑事調停回附） ① 検事は、被疑者と犯罪被害者（以下、「当事者」という。）間で、刑事紛争を公正で円満に解決し、犯罪被害者が受けた被害を実質的に回復するのに必要と認める場合、当事者の申請又は職権により、捜査中の刑事事件を刑事調停に回附することができる。</p> <p>② 刑事調停に回附することができる刑事事件の具体的な範囲は、大統領令で定める。ただし、次の各号の一に該当する場合には、刑事調停に回附してはならない。</p> <p>一 被疑者が逃走し、又は証拠を湮滅するおそれがある場合</p> <p>二 公訴時効の完成が差し迫った場合</p> <p>三 不起訴処分事由に該当することが明白な場合（ただし、起訴猶予処分事由に該当する場合は除く。）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第四二条（刑事調停委員会） ① 第四一条による刑事調停を担当するため、各級地方検察庁及び支庁に刑事調停</p>

	<p>委員会を置く。</p> <p>② 刑事調停委員会は、二人以上の刑事調停委員で構成する。</p> <p>③ 刑事調停委員は、刑事調停に必要な法的知識等専門性と人徳を備えた者の中から、管轄地方検察庁又は支庁の長があらかじめ委嘱する。</p> <p>④ 国家公務員法第三三条各号の一に該当する者は、刑事調停委員に委嘱することができない。</p> <p>⑤ 刑事調停委員の任期は二年とし、再任することができる。</p> <p>⑥ 刑事調停委員会の委員長は、管轄地方検察庁又は支庁の長が刑事調停委員の中から委嘱する。</p> <p>⑦ 刑事調停委員には、予算の範囲で法務部令で定めるところにより手当を支給することができ、必要な場合には、旅費、日当及び宿泊費を支給することができる。</p> <p>⑧ 第一項から第七項までに定める事項のほか刑事調停委員会の構成と運営及び刑事調停委員の任免等に関する事項は、大統領令で定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第四三条 (刑事調停の手續) ① 刑事調停委員会は、当事者間の公正で円満な和解と犯罪被害者が受けた被害の実質的な回復のため努力しなければならない。</p> <p>② 刑事調停委員会は、刑事調停が回附された場合、遅滞なく刑事調停手続を進行しなければならない。</p> <p>③ 刑事調停委員会は、必要と認める場合、刑事調停の結</p>

<p>(新設)</p>	<p>第四五条（刑事調停手続の終了） ① 刑事調停委員会は、調停期日ごとに刑事調停の過程を書面で作成し、刑事調</p>
<p>(新設)</p>	<p>果に利害関係がある者の申請又は職権により、利害関係人を刑事調停に参加させることができる。</p> <p>④ 第一項から第三項までに定める事項のほか刑事調停の手続に関する事項は、大統領令で定める。</p> <p>第四四条（関連資料の送付等） ① 刑事調停委員会は、刑事事件を刑事調停に回附した検事に、当該刑事事件に関して当事者が提出した書類、捜査書類及び証拠物等関連資料の写しを送ることを要請することができる。</p> <p>② 第一項の要請を受けた検事は、その関連資料が刑事調停に必要と判断する場合、刑事調停委員会に送ることができる。ただし、当事者若しくは第三者の私生活の秘密若しくは名誉を害するおそれがあり、又は捜査上秘密を保持する必要があると認める部分は除外することができる。</p> <p>③ 当事者は、当該刑事事件に関する事実の主張と関連した資料を刑事調停委員会に提出することができる。</p> <p>④ 刑事調停委員会は、第一項から第三項までの規定による資料の提出者又は陳述者の同意を得て、その資料を相手方当事者に閲覧させ、又は写しを交付若しくは送付することができる。</p> <p>⑤ 関連資料の送付又は提出手続及び閲覧等に対する同意の確認方法等に関する事項は、大統領令で定める。</p>

<p>停が成立した場合、その結果を書面で作成しなければならない。</p> <p>② 刑事調停委員会は、調停過程で証拠偽造又は虚偽の陳述等の理由で明らかに嫌疑がないものと認める場合には、調停を中断し、担当検事に回送しなければならない。</p> <p>③ 刑事調停委員会は、刑事調停手続が終わった場合、第一項の書面を付け、当該刑事事件を刑事調停に回附した検事に送らなければならない。</p> <p>④ 検事は、刑事事件を捜査し処理するとき、刑事調停の結果を考慮することができる。ただし、刑事調停が成立しなかったという事情を被疑者に不利に考慮してはならない。</p> <p>⑤ 刑事調停の過程及びその結果を記した書面の書式等に関する事項は、法務部令で定める。</p>	<p>停が成立した場合、その結果を書面で作成しなければならない。</p> <p>② 刑事調停委員会は、調停過程で証拠偽造又は虚偽の陳述等の理由で明らかに嫌疑がないものと認める場合には、調停を中断し、担当検事に回送しなければならない。</p> <p>③ 刑事調停委員会は、刑事調停手続が終わった場合、第一項の書面を付け、当該刑事事件を刑事調停に回附した検事に送らなければならない。</p> <p>④ 検事は、刑事事件を捜査し処理するとき、刑事調停の結果を考慮することができる。ただし、刑事調停が成立しなかったという事情を被疑者に不利に考慮してはならない。</p> <p>⑤ 刑事調停の過程及びその結果を記した書面の書式等に関する事項は、法務部令で定める。</p>
<p>(新設)</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第二四条 (罰則) ① 虚偽その他の不正な方法で補助金の交付を受けた者は、五年以下の懲役又は二、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>② 第一八条第一項の規定に違反して補助金を犯罪被害者保護・支援以外の他の用途に使用した者は、三年以下の懲役又は一、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。</p>	<p>第四六条 (準用規定) 刑事調停委員及び刑事調停委員であつた者に関しては、第三八条から第四〇条までの規定を準用する。</p> <p>第七章 罰則</p> <p>第四七条 (罰則) ① 虚偽又はその他の不正な方法で第三四条による補助金を受けた者は、五年以下の懲役又は二、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>② 第三五条第一項を違反して補助金を犯罪被害者保護・支援以外の他の用途に使用した者は、三年以下の懲役又は一、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。</p>

<p>第二五条（罰則） 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二二条の規定に違反して他人の秘密を漏泄し、又は犯罪被害者支援業務以外の目的に使用した者</p> <p>二 第二三条の規定に違反して金品を要求し、又は受けた者</p>	<p>第四八条（罰則） 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三九条又は第四六条に違反して他人の秘密を漏泄し、又は犯罪被害者保護・支援若しくは刑事調停業務以外の目的に使用した者</p> <p>二 第四〇条又は第四六条に違反して金品を要求し、又は受けた者</p>
<p>第二六条（両罰規定） 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し第二四条及び第二五条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各当該条文の罰金刑を科す。</p>	<p>第四九条（両罰規定） 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し第四七条又は第四八条の違反行為をした場合、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するため当該業務に関し相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。</p>
<p>第二七条（過怠料） ① 次の各号の一に該当する者に対しては、三〇〇万ウォン以下の過怠料に処する。</p> <p>一 第一九条第二項各号の規定に違反した者</p> <p>二 第二〇条の規定に違反して未登録法人が登録法人と誤認するよう表示し、又は名称を使用した者</p> <p>三 第二一条の規定に違反し裁判等に対する影響力を行使した者</p> <p>② 第一項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところ</p>	<p>第五〇条（過怠料） ① 次の各号の一に該当する者には、三〇〇万ウォン以下の過怠料を賦課する。</p> <p>一 第三六条第二項各号の一に該当する者</p> <p>二 第三七条に違反して登録法人として表示し、又は登録法人と誤認させようとする名称を使用した者</p> <p>三 第三八条又は第四六条に違反して捜査、弁護又は裁判に不当な影響を及ぼすための行為をした者</p> <p>② 第一項による過怠料は、大統領令で定めるところによ</p>

<p>るにより法務部長官が賦課・徴収する。</p> <p>③ 第二項の規定による過怠料処分不服がある者は、その処分を告知された日から三〇日以内に法務部長官に異議を提起することができる。</p> <p>④ 第二項の規定による過怠料処分を受けた者が第三項の規定により異議を提起した場合には、法務部長官は遅滞なく管轄裁判所にその旨を通報しなければならず、その通報を受けた管轄裁判所は非訟事件手続法による過怠料の裁判をする。</p> <p>⑤ 第三項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しなかった場合には、国税滞納処分の例により、これを徴収する。</p>	<p>り法務部長官が賦課・徴収する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>附則〈二〇〇五年一月二三日法律第七七三一号〉 この法は、公布後三月が経過した日から施行する。</p>	<p>附則〈二〇一〇年五月一四日法律第一〇二八三号〉 第一条(施行日) この法は、公布後三月が経過した日から施行する。</p> <p>第二条(他の法律の廃止) 犯罪被害者救助法は廃止する。</p> <p>第三条(一般的経過措置) この法の施行時、従前の犯罪被害者救助法による処分、手続その他の行為は、この法によりしたものとみなす。</p> <p>第四条(救助に関する経過措置) この法の施行前に発生した犯罪被害に対する救助は、従前の犯罪被害者救助法</p>

	<p>による。</p> <p>第五条（他の法令との関係） この法の施行時、他の法令で従前の犯罪被害者救助法若しくは従前の犯罪被害者保護法又はその規定を引用した場合、この法の中にそれに該当する規定があれば、従前の規定に代え、この法又はこの法の該当規定を引用したものとみなす。</p> <p>附則（二〇一一年七月二五日法律第一〇八九八号（補助金管理に関する法律）</p> <p>第一条（施行日） この法は、公布後三月が経過した日から施行する。</p> <p>第二条及び第三条 省略</p> <p>第四条（他の法律の改正） ①～③ 省略</p> <p>④ 犯罪被害者保護法の一部を次のとおり改正する。</p> <p>第三五条第三項中補助金の予算及び管理に関する法律を補助金管理に関する法律とする。</p> <p>⑤～⑮ 省略</p>

(注) この新旧対照条文表は、訳者が韓国語の新旧三つの法律を照らし合わせ、翻訳しながら作成したものであり、翻訳の関係から文言が完全な対照となっていないことをお断りしておく。